平成２２年（フ）第１３２号
秋田市八橋大畑１丁目８番33―1401号
債務者　小坂　宴子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７７号
秋田市外旭川八幡田１丁目18番16号　ユーミーマンション三浦102
債務者　荻原　弥央
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８号
長野県松本市寿北７丁目２番25号　コーポビックヒルズ301号
債務者　佐藤　政之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２８５号
兵庫県西宮市南甲子園１丁目３番４―501号
債務者　潮平　政子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９２号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目27番11号
債務者　山本　由紀
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３号
福岡県直方市須崎町５番12号
債務者　廣永　政子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３４号
福岡県直方市大字頓野259番地103
債務者　永松　茂樹
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第５２６号
長崎県長崎市西立神町８番25号、住民票上の住所長崎県長崎市西立神町９番５号
債務者　濱口　洋平
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８号
長崎県長崎市小菅町８番20号、旧住所長崎県長崎市芒塚町153番地17
債務者　木村　節子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
長崎県長崎市琴海戸根町712番地11
債務者　志田　琴美（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
大分県中津市大字上宮永1089番地
債務者　藤富　和美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０号
大分県中津市大字上宮永1034番地１
債務者　簾　喜代香
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３号
大分県宇佐市大字浜高家379番地の38
債務者　中村　好克
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８８号
さいたま市見沼区大字東宮下747番地８
債務者　石井美代子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
さいたま市浦和区岸町４丁目22番７号　サンハイム203
債務者　佐藤めぐみ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
埼玉県桶川市朝日１丁目１番１―603号
債務者　安田美和子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―29―401
債務者　佐々木愛貴子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係